

[回答日]令和3年12月17日

甲府市公共施設等マネジメント（設備更新等）業務 質問書への回答（2回目）

本回答は、甲府市公共施設等マネジメント（設備更新等）業務の提案募集要領（以下「募集要領」という。）及び業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）と一体のものとして、同等の効力を持つものとしてとします。

Q46 図面の提供

全12施設の既存受変電設備容量が分かる資料(図面等)を頂けますでしょうか。

Ans. 募集要領P11「(3)対象施設図面の閲覧」とおり、令和3年11月24日(水)～12月8日(水)の間で図面閲覧の期間を設けておりましたことから、個別に図面をお渡しすることはできません。

Q47 エネルギー使用量

過去2年間の各施設別電気使用量(月別)が分かる資料を頂けますでしょうか。

Ans. 甲府市ホームページに過去5年分の対象施設のエネルギー使用量を掲載しておりますのでご確認ください。

Q48 南庁舎 空調（EHP）

現地を確認したところ、リストに記載のない空調機が2セットありました（AC2-4 2階_山梨県共同募金会甲府支部、AC3-9 3階_シルバー人材センター事務室）。

どちらもGHP室内機が同室内にあるため、撤去し空調能力の不足分をGHP室内機の増強でカバーする、という解釈でよろしいでしょうか。

Ans. お見込みのとおり。

なお、山梨県共同募金会甲府支部とシルバー人材センター事務室（ボランティア相談課）のそれぞれに、室内機とコントローラーを設置し、既設は撤去するものとします。

また、1回目質問 Q39 への回答と同様、負荷計算及び省エネ計画に基づき能力を決定し、機器を選定してください。

Q49 南部市民センター空調

要求水準書 P12 記載の室内機の数について、P90 天カセ 4 方向が 3 台と記載されていますが、実際には 4 台あります。

これは図面 M-08、M-10 に記載されている GHP5A(将来工事) の分が抜けているものと推測しますが、誤りはないでしょうか。(図面上では倉庫とありますが会議室として使用されています)

Ans. お見込みのとおり。要求水準書を「P 90 天カセ 4 方向を 4 台」に修正します。

Q50 南部市民センター空調

要求水準書 P12 に記載のない天吊形 GHP 室内機が 4 台(2F 工作実習室、2F 多目的集会室 x2、2F 会議室)存在していました。

GHP-5 を更新した際に既存室内機を残置したものと推測しますが、誤りはないでしょうか。

また要求水準書 P11 に「更新機器と干渉する場合は撤去しても構いません(東部市民センター)」の一文がありますが、これに準じた場合、設備更新に干渉しない場合は天吊形室内機は撤去せず残置してもよろしいのでしょうか。

Ans. GHP-5 及び天吊形室内機 4 台は、本業務により室外機・室内機等を含めすべて撤去するものとします。

Q51 南部市民センター空調

1F 窓口サービスセンターに P80 壁掛形パッケージエアコン、1F 事務室に P40 壁掛形ルームエアコンが設置されていました。

それぞれ要求水準書 P12 に記載がなく、また現地の方からは今夏以降に設置したとのこと。

こちらの 2 台については設置 1 年未満であるため、そのまま使用する計画で進めても良いでしょうか。

Ans. 1 F 窓口サービスセンターの設備は、本業務により更新するものとし、既設の室外機・室内機等を含めすべて撤去するものとします。

なお、1 F 事務室の機器は、本業務の対象外とします。

Q52 総合市民会館、北東部市民センター 照明設備

シャンデリアについて、意匠性が高いため、器具ごとの更新ではなく、LED 電球への更新とさせていただいてよろしいでしょうか

Ans. 本業務期間内において、受託者が当該機器の安全性を含む性能を保証することを条件に、総合市民会館の芸術ホール入口に設置してあるシャンデリアは LED 電球への交換を可とします。

また、北東部市民センターの 1 階の旧喫茶室(現更衣室)及び 2 階の展示コーナーのシャンデリア

は、撤去するものとし、スクエアタイプなどの新規設備に更新するものとします。

なお、設備更新及び LED 電球への交換にあたっては、あくまでも要求水準書 P10「(3) 照明設備性能」を満たすものとし、既存照明機器の改造を認めるものではありません。

Q53 体育館の照明設備

体育館に設置してあります舞台照明につきましては、更新対象外と考えてよろしいでしょうか。

Ans. 舞台スペースに設置してある蛍光灯器具は本業務の更新対象とします。その他の舞台照明は本業務の対象外とします。

Q54 街路灯

各施設の街路灯について、性能および安全性に問題無ければ、国内大手メーカー街路灯交換用 LED ランプによる LED 化をご承認いただきたくお伺いいたします。

Ans. 本業務期間内において、受託者が当該機器の安全性を含む性能を保証することを条件に、街路灯の LED ランプ交換を可とします。

なお、LED 電球への交換にあたっては、あくまでも要求水準書 P10「(3) 照明設備性能」を満たすものとし、既存照明機器の改造を認めるものではありません。

Q55 応募書類提出期限の変更 1

参加受付時の提出書類について、⑤提案価格書(第 5 号様式)、⑦温室効果ガス排出量提案書(第 7 号様式)、⑧提案工程表(第 8 号様式)、⑨業務収支計画(任意様式)について、企画及び提案内容を総合的に詰めて作成したい為、企画提案書の提出時に変更して頂きたいのですが、検討お願い致します。

Ans. 参加受付期限の令和 3 年 12 月 22 日(水)から企画提案書の提出期限の令和 4 年 1 月 7 日までの約 2 週間は、企画提案書類の作成及びプレゼンテーション審査等の準備をしていただくための期間として設定しているため、応募様式の提出期限を変更することはできません。

提案にあたっては、参加表明時点において、実施体制をはじめ、価格、工程、収支計画等を含めた企画提案を総合的に調整いただいたうえで、応募いただきますようお願いいたします。

Q56 応募書類提出期限の変更 2

参加表明時(12月22日まで)の提出書類にて、⑤提案価格書【第5号様式】、⑦温室効果ガス排出量提案書【第7号様式】、⑧提案工程表【第8号様式】、⑨業務収支計画【任意様式】も提出とありますが、プロポーザル案件では提案内容を固めた後に作成し、提案書提出時に併せて提出することが一般的です。

22 日の参加表明時点で提出してしまうと提案書作成時の内容により事前に提出した金額や温室効果ガス排出量が異なってしまう可能性が大いにあるため、記載様式については参加表明時ではなく、提案書提出時（1 月 7 日）に提出期限を変更いただけないでしょうか。

Ans. 参加表明期限の令和 3 年 12 月 22 日（水）から企画提案書の提出期限の令和 4 年 1 月 7 日までの約 2 週間は、企画提案書類の作成及びプレゼンテーション審査等の準備をしていただくための期間として設定しているため、応募様式の提出期限を変更することはできません。

また、募集要領 P9「⑧提出書類の変更禁止」のとおり、提出いただいた書類の変更はできませんので、参加表明時点において、実施体制をはじめ、価格、工程、収支計画等のすべてを調整いただいた状態で応募いただきますようお願いいたします。

Q57 工期の延長

現在、世界的な半導体不足や輸送遅延等により、各メーカーの材料納期が大幅に遅れております。

当初提案工期から、メーカーの材料遅延による工期延長は認めていただけますでしょうか。

Ans. 1 回目質問 Q13 と同様、要求水準書 P21「（6）完成期限の遵守」において、工期については、受託者の企画提案書において提案された完成期限を遵守するものとしています。

また、要求水準書の同ページでは、「工程管理において遅延の恐れのある事項については継続的に抽出のうえ、受託者自らが調整する」としていることから、あらかじめ材料の納期を見込んだ提案をお願いします。

ただし、要求水準書 P1「（3）要求水準書の変更」及び P23「（10）本市と事業者の責任分担」に示すとおり、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合等においては、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができるものとしています。

Q58 要求水準書 P25 リスクの種類と内容

利用者等に及ぼした損害賠償とは第三者賠償のこととの認識で宜しいでしょうか。

Ans. お見込みのとおり。